

総務建設常任委員会

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年12月18日（水） 午前11時50分 開会
午後0時34分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 柴田 三乃 |
| | 委員 | 西川 善浩 |
| | 〃 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 人事課長 | 石 田 智 士 |
| 〃 補佐 | 森 本 啓 二 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 板橋行則 |
| 書記 | 神橋秀幸 |
| 〃 | 岸田聖士 |

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第70号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて

議第71号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

議第72号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

議第73号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第74号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前11時50分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、本会議、お疲れさまでございます。それに引き続きまして、人事院勧告等によりまして、職員等の給与に関する条例の改正等がございますので、これについてまた、皆さん、慎重審議よろしくをお願いをしたいと思います。

委員外議員、ご紹介いたします。川村議員、坂本議員、松林議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りをいたします。

議第70号から議第74号までの5議案につきましては、人事院勧告に基づく条例改正のため関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第70号から議第74号までの5議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第70号から議第74号の改正理由及び改正内容につきまして、説明申し上げます前に、令和6年人事院勧告、令和6年12月9日に国会に提出されました給与改正法、及び提案させていただいております葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の給与改定に係る改正内容の概要につきまして説明申し上げます。

まず、お手元に配付させていただいております葛城市職員の給与に関する条例等の改正、給与改定についてをご覧ください。

初めに、令和6年の人事院勧告の概要、官民較差解消に係るものでございます。令和6年8月の人事院勧告におきまして、一般職の月例給は、国家公務員給与が民間給与1人当たり平均1万1,183円を下回っていることから、月例給の引上げが一般職の特別給、いわゆるボーナスについても、国家公務員給与が民間給与を下回ったことから、0.1月分の引上げが勧告され、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当を引き上げることとされました。期末手当は0.05月分引き上げ、年間2.5月分とし、勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間2.1月分とし、期末手当、勤勉手当合わせて年間4.6月分とされました。これらは令和6年4月1日に遡って実施されることとされました。

次に、令和6年12月9日に国会提出されました給与改正法の概要、官民較差解消に係るものについてでございます。公務員の給与改定に関する取扱いについて人事院勧告どおり実施することは、令和6年11月29日、閣議決定され、令和6年12月9日、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出され、12月17日に可決成立しております。改正内容については、月例給について民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げられました。初任給については、大卒2万3,800円、高卒2万1,400円の引き上げでございます。令和6年4月に遡って改正されます。また、特別給、いわゆるボーナスも引き上げられ、年間4.5月分から年間4.6月分とされ、令和6年12月分が引き上げられます。また、令和7年4月から地域手当支給割合の見直し、配偶者に係る扶養手当の廃止、子に係る扶養手当の増額などが段階的に実施されます。

次に、特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案も提出されており、特別職の期末手当を年間3.4月分から3.45月分に引き上げ、一般職の職員同様、令和6年12月分が引き上げられます。

次に、2枚目をご覧ください。期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正内容でございます。

期末手当及び勤勉手当について、各職員区別に区分に分けまして、令和6年度の改正前、改正後の支給月数をまとめております。

まず、議会議員の期末手当ですが、令和6年度6月期及び12月期それぞれ1.7月分の年間3.4月分から12月期分を0.05月分引き上げ、1.75月分とし、年間3.45月分とします。

常勤の特別職の職員及び特定任期付職員も、議会議員と同様に改正します。

一般職の職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当は、令和6年度6月期及び12月期それぞれ1.225月分の年間2.45月分から12月期分を0.05月分引き上げ、1.275月分とし、年間2.5月分とします。同じく、勤勉手当は令和6年度6月期、12月期それぞれ1.025月分の年間2.05月分から12月期分を0.5月分引き上げ、1.075月分とし、年間2.1月分といたします。

再任用職員の期末手当は、令和6年度6月期及び12月期それぞれ0.6875月分の年間1.375月分から12月期分を0.025月分引き上げ、0.7125月分とし、年間1.4月分とします。同じく、勤勉手当は令和6年度6月期及び12月期それぞれ0.4875月分の年間0.975月分から12月期分を0.025月分引き上げ、0.5125月分とし、年間1.0月分といたします。

会計年度任用職員も、一般職の職員のうち再任用職員以外の職員と同様に改正いたします。給与改定についての説明は以上でございます。

それでは、続きまして、議第70号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず、改正理由でございます。令和6年の人事院勧告を受け、令和6年12月9日に国会提出されております一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じまして、本市の一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の引上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。新旧対照表のほう、2ページをご覧ください。第7

条、特定任期付職員の給与に関する特例でございます。国家公務員の一般職の職員の給料表が改定されていることに準じまして、給料表を改めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページから4ページにかけてご覧ください。令和6年12月に支給されました期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、現行の1.7月分から1.75月分に改定するものでございます。

附則の第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の給料表の規定を本年4月1日に、期末手当の規定を本年12月1日に遡及して適用いたします。附則第2項では、引き上げた給与の額と既に支給した給与の差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、改正理由でございます。令和6年の人事院勧告を受け、令和6年12月9日に国会提出されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。第6条第2項ただし書について、本年12月に支給しました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げ、現行の1.7月分から1.75月分に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行し、改定規定は本年12月1日に遡及して適用するものとします。附則第2項では、引き上げた期末手当の額と本年12月10日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第72号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和6年の人事院勧告を受け、令和6年12月9日に国会提出されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。新旧対照表でございます。第6条ただし書におきまして、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げましたことと同様になりますが、本年12月に支給しました期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、現行の1.7月分から1.75月分に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行し、本年12月1日に遡及し、適用するものでございます。附則第2項では、引き上げた期末手当の額と、本年12月10日に支給しました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第73号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和6年の人事院勧告を受け、令和6年12月9日に国会提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律に準じた改正を行うものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表の1ページから2ページにかけてをご覧ください。本則の第15条の第2項及び第3項の改正でございます。本年12月に支給しました期末手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.05月分引き上げ、1.275月分とし、再任用職員は0.025月分引き上げ、0.7125月分とするものでございます。

新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧ください。本則の第16条、第2項の改正でございます。本年12月に支給しました勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.05月分引き上げ、1.075月分とし、再任用職員は0.025月分引き上げ、0.5125月分とするものでございます。

次に、別表1の改正でございます。官民較差を埋めるため、給料表の増額改定を行うものでございます。

新旧対照表の9ページをご覧ください。改正条例附則でございます。まず、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行し、改正規定のうち給料表の改正規定は本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は本年12月1日から適用するものでございます。附則第2項におきまして、遡って引き上げます給与と既に支給していますそれらの差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第74号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和6年の人事院勧告を受け、令和6年12月9日に国会に提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律並びに葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じた改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。別表第1の改正でございます。一般職の職員の給料表に準じた改定を行うものでございます。なお、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用しておりますので、こちらの条例を改正することはございません。

次に、新旧対照表の7ページをご覧ください。改正条例附則でございます。まず、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行し、改正規定は本年4月1日から適用するものでございます。附則第2項におきまして、遡って引き上げます給与と既に支給していますそれらの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本5議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 この5議案出てきて、結局、人事院の勧告によるあれで理解しておるわけですけど、全体で費用的にはどれぐらい増えるか、できたら教えてもらいたいなと思っております。

吉村委員長 費用ですね。今回で増額になる分ですね。

石田人事課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

今回の人事院勧告によりまして葛城市全体に与える影響といたしましては、会計年度任用職員含めて約1億5,000万というところでございます。

以上です。

吉村委員長 約1億5,000万ということです。1億5,000万ですね、おおよそ。

西井委員。

西井委員 人事院の勧告で、今回、いつもよりも多い勧告が出てるのかな。特に職員に関しては物価上昇という問題もあるから、市としては大変やねんけども、この値上がりで若干の職員さんのご苦勞を満たすもんやなと思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 質疑ですけど、これ、5号ほどあります。1つ言うてほかの方に任せたほうがいいのか、それぞれ号をまたいでも幾つか言っているのか、そしたら議論が錯綜するということに。

吉村委員長 一括ですの号をまたいで、もちろん大丈夫です。いつものとおりルールを守って3つで抑えていただけたら結構です。

谷原委員 分かりました。

まず1点目、先ほど西井委員との質問に関連しますけれども、今回の引上げ、かなり大幅な引上げになったと思いますが、号級に応じて、性格というか特徴があるかと思うんです。例えば若い人に厚くなのか、いろいろ考え方ですね、どういうふうな考え方でこの俸給表を作られておるのか。引上げに当たっても一律なのかどうかということも含めて、その特徴について教えていただけたらと思います。

2つ目です。議第72号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。これについて質問なんですが、今回、市長が条例に基づいての支給どおりにすると。1期目、2期目は半額ということで、これは最初は議会にも議案として出されたものとしてありました。そこで質疑されている中で、なぜ半額にするのかという理由を述べておられます。今回戻されたというのは、どういう理由で戻されるのか。このことについて伺いたいと思います。議会でもかなり議論を、引き下げるることについて議論はかなりやっているの、引下げに当たっていろんな理由をおっしゃられて、その理由を妥当として議会も認めていると思いますので、そこが変わったんだったら変わったということだろうと思うんですが、このことについてご説明を市長のほうからお願いをいたします。

それから、議第74号についてであります。葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてですけれども、これにつきましては、昨年度、葛城市はよく頑張っていたと思います。年明けの1月1日からの実施で、遡ると、今、税の壁の問題、103万の壁とか社会保障料の壁の問題が言われておりますけれども、会

計年度任用職員の方、短期に働いている方などは、扶養手当の問題、扶養控除の問題、いろんな税金上の控除の問題があつて、年度の途中で大幅な引上げがあつたら、思わぬ税金の負担、社会保険料の負担があるということで、そういうことも勘案して昨年度は1月1日からの実施ということでありました。今年度は、ほかの職員さんと同じように4月1日から公平に遡って行ふということですが、このことについての会計年度任用職員さんへのその周知というか、そもそも採用段階できちつとっておかないと、12月の段階でほんと上がってしまうと、思わぬ時間を働いてしまつて損したというふうなことにもなるかと思うので、ここら辺あたりの準備をどういうふうにされてきたのか、今回の4月遡及ということに当たつてですね、そこら辺の問題をどう準備されてきたのか、このことについて伺います。

吉村委員長 3つ質問いただきましたが、2つ目の議第72号の質問については、これは市長じゃないとお答え願えないと思いますので、ほかについては、まず、石田課長。

石田人事課長 人事課の石田です。よろしくお願いいたします。

今回の人事院勧告の特徴といたしましては、官民較差の解消ということと、あと、若年層への給料の増というのが特徴として挙げられております。

次、3つ目の質問の会計年度さんへの周知ということでございますが、採用段階のときに、任用条件通知書というのがございます。そこに今年度から明文化させていただきまして、そこで、条例改正等により任期途中に任期に遡って給与の額が変更する場合があるということ周知しておりますので、その辺はクリアしているのかなと思います。

以上です。

吉村委員長 阿古市長、いいですか。

阿古市長。

阿古市長 条例とは全く関係ない話なんですけど、答弁要るんですか。

吉村委員長 はい。この前、下げたときに理由がありましたので。

阿古市長 今回の条例とは全く関係ない話なんですよ。

吉村委員長 これは、つまり条例に上がってないというふうな意味でですか、今おっしゃっているのは。

阿古市長 今回ののはボーナスの話を0.1か月分上げますよという話だけなんですけど、全然関係ない、条例とは関係ない話なんですけど、これを答弁する必要あるんですか。

吉村委員長 なるほど。暫時休憩いたします。この辺り確認させていただきます。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後0時18分

吉村委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

今、谷原委員からの質問が3点ございましたけれども、真ん中の議第72号に関する質問につきましては、今回のことで審議する内容ではありませんので、また別の議会一般質問等で質問をしていただきますようお願いいたします。

先ほど1つ目と3つ目につきましては石田課長から答弁がありましたので、これについて。谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。市長の給与をこれまで半減していたものを今期からは元に戻すということにつきましては、また別の場所で、特に予算に関わることにもなりますから、そういう場で質疑したいと思います。

最初の質問に関わって再質問させていただきます。

まず、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてですけれども、若年層に手厚くということで、分かりました。しかし、私が、一般市民の方もそうだし、それは公務員の方もそうだろうと思うんですが、やっぱり子育て世帯の負担が大変大きい。つまり子どもを大学にやる。今、大学学費が大変上がっておりますから、そうした中堅層、そうした方々への施策というかな、目線というのはどうなっているのか。これは人事院勧告ですから基本的に勧告に準じて変えていくものですが、葛城市においても諸手当等もあろうかと思うんですが、そこら辺のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、議第74号、会計年度任用職員の給与の引上げについて、4月に遡ってということについては、最初の今年度の契約の段階でこういうことが年度途中にありますよということとをちゃんとやっているということではありますが、これについて具体的に、これぐらい働いている人は大体こうなりますというふうなことも含めて丁寧な説明をされているのか、一般的に契約文書だけでやっておられるのか。私とすれば、できたらモデルケースも含めて、ある程度分かるようにしておかないと、なかなか一般の方は給与を遡って引き上げるということも理解しにくい話ですので、そこら辺がどうなっているのかお聞きします。

吉村委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

まず、人勧の分につきましては、若年層、おおよそ大体30代後半までを重点に置かれております。全般といたしましても、平均で3%の給与の増となっております。

次、会計年度の影響額のお話なんですが、4月に採用した時点で例えば人勧がどういうものになるのかというのが分からないんで、そこは説明は正直しようがないというところがございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。30代後半までは手厚くということですけど、子育て世帯にするともうちょっといくのかなというふうにも思いますので、引き続き給与の改善、職員の意欲にも関係するところでもありますので、引き続き給与改善をお願いしたいと思います。

それから、会計年度任用職員さんの入職に当たっての説明ですけれども、私は具体的なモデルケースが何個かあれば、例えば今年度の事例だとこれぐらい上がりますよと。だから、週何時間働いていると大体これぐらいになる可能性があるというぐらいは、モデルケースとして今年度の事例などを示されて説明していただくと、私は思わぬトラブルにならないかなというふうなことを懸念しておりますので、やっぱり働く方にとったら、働き過ぎて税と社

会保険料をたくさん取られることになったというふうなことを、これだけ4月に遡ってやっていただくのは本当にありがたいことですので、そういう方が出ないように、工夫をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

吉村委員長 今の会計年度職員さんへのことにつきましては、より分かりやすくという提言ですね。それから、あと子育て世代の負担については、30代後半で子育ては終わらないんで、もうちょっと上まで子育て世代というか、実質的になっているというふうなご提言でございました。ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論と採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
まず、議第70号議案につきまして討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第70号議案を採決することにいたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 議第71号、葛城市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正することについて、要するにアップするわけです。反対でございます。

あれはあれ、これはこれ。今後、この後、発議がされると思うのですが、それはそれなのです。我々は身を切る行政改革を皆さんとお約束したのですから、これはやはりおいしいものをいただきたいとか、そういう概念なしで反対であります。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私も、議第71号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

議員報酬につきましては条例で定められておりますけれども、報酬部分は定額で、報酬審

議会に諮って客観的に決定したことになっております。しかし、期末手当につきましては、職員の人事院勧告の引上げに伴う様々な給与改定に影響を受けて、この部分だけ引上げということが毎回議案として出てくるわけであります。これは条例に定められておりますから、これはやむを得ないところでありますけれども、しかしながら、給与の改定につきましては、財政とも関わって議会の議決事項であります。議会が政治的に判断するということは、先ほどの市長の給与の問題もありましたけど、報酬の問題もありましたが、やはり最終的には議会で議決するものであらうと思います。したがって、そこには政治的な判断が当然働くわけでありまして、今、一般市民の方々の生活等、非正規労働者の方々の生活、実質賃金が上がらない中で、私は政治家として政治の果たす役割は大変大きい。そのときに同じように議員が、とりわけ議員は非常勤でありますから、非常勤のこうした議員の期末手当まで私は上げる必要はないと考えております。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

増田委員 私、これ、3年前から、市民の方からは無投票議員ということで非常に厳しいご意見も頂戴しております。議員が行える給与に対する判断、これはこういった人事院勧告の採決以外に、私どもができる市民の議員に対するご意見、答えとして判断する1つの手段かなというふうに思いますので、当初から反対ということで判断をさせていただいております。世間の、これは人事院勧告というのは皆さんご承知のとおり、民間との較差でございます。それとは別の考え方で、議員に対する報酬に関しては反対でございます。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、議第71号の葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて賛成の立場で討論させていただきますけど、これも毎年なんですけど、令和6年の人事院勧告で決められて出てくるものでございます。公務員に関しましてはもちろんそうなんですけど、我々議員としてしましても、やはり物価上昇のあおりを受けているところももちろんあると思います。それと、葛城市の議員の報酬というのも、なかなか他市と比べても低いといえますか、そういう部分もございますし、やはり議員の成り手不足というところもございます。しっかりとその分、議員がこの期末手当を上げた分はしっかりとそのことを成果で返してやっていくべきやと私は思いますので、これは人事院勧告に倣って、私は賛成の立場とさせていただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西井委員。

西井委員 市議会議員の議員報酬に関する条例ということで、人事院の勧告に、合併当初からその勧告に従った形でもらっていると、いただいております。私自身は本来言えば、もっと議員自身の若くて頑張って議員になろうかという方が増えるためには、若い人で頑張ろうと思っても

報酬、またこの問題も含めて、会社に勤めてて立候補したいねという意思があっても、はっきり言うて今の葛城市の状況で、その親が喜んで出馬したらええんやないかいいうふうなことを言えない状況。ところが、そういう人材がどんどん出てきてもらって、やはり市政のこと、また極端に言うたら、予算の修正でも、修正文書も含めて自分で全部できるだけの知識を持つ人がこれから出てきてもらう環境になるべきやと、そういうふうなことを考えたら、市議会議員のこの報酬だけ、こんなだけでは、人事院勧告だけ違って、本来ならそこまで考えるような、話は横になるかもしれませんが、そういうふうな議員自身が何かの仕事しながらとかいうより、議員の仕事がもっと中心になるようなことをしてもいいような人間が立候補してもらうような時代にならねば、実際言うてそんなふうなことにならんかったら、市議会自身の報酬はできるだけもらわんほうがええわいう考え方自身は市議会自身を凋落化するんじゃないかと私は思っておりますので、この件については少なくとも、最終的には議会自身の見識の高さを含めていく将来のためにも、いただくべきものはいただけるように、また、将来その辺のことも考えて、報酬も考えてもらいたいなと私は思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば、許可をいたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

今回、人事院勧告に伴う条例の改正等の議論をいただきまして、慎重審議、お疲れさまでございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を終結いたします。

閉 会 午後0時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始